

2021年6月11日

株主各位

東京都港区港南二丁目15番3号
株式会社 ニコン
代表取締役 兼 社長執行役員 馬立 稔和

「第157期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2021年6月8日付にてご送付申し上げました当社「第157期定時株主総会招集ご通知」中の事業報告の記載事項につきまして、下記のとおり修正すべき点がございましたので、本ウェブサイトをもって修正させていただきます。

敬具

記

修正箇所及び修正内容（修正箇所には下線を付しております）

招集ご通知24ページ

② 設備投資の状況

	修正前	修正後
設備投資の総額	<u>316億97</u> 百万円	<u>305億31</u> 百万円
ヘルスケア事業の設備投資額	<u>28億6</u> 百万円	<u>25億87</u> 百万円
産業機器・その他の設備投資額	<u>73億85</u> 百万円	<u>64億38</u> 百万円

以上

第157期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2021年6月29日（火曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所：東京コンファレンスセンター品川5階 大ホール
東京都港区港南一丁目9番36号

本年より開催場所を変更いたしますのでご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の
報酬額及び内容決定の件

株主総会にご来場の株主様へのお土産の
ご用意はございません。
ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する お願い

本年の株主総会においては、会場における感染
リスクを最小化するため、報告事項及び決議事
項の詳細な説明は省略させていただくなど所要
時間を短縮させていただきます。

また、ソーシャルディスタンス確保のため、座
席数は例年より大幅に削減しますので、当日ご
来場いただいてもご入場をお断りする場合がご
ざいます。

ぜひ郵送又はインターネットにより事前に議決
権を行使いただき、ご来場はお控えいただくよ
う強くお願い申し上げます。

株式会社 **ニコン**

証券コード：7731



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第157期定時株主総会を2021年6月29日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2021年6月
代表取締役 兼 社長執行役員
馬立 稔和

目次

■ 招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	7
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	41
■ 計算書類	43
■ 監査報告書	45
■ （ご参考）	51

株主総会会場ご案内図

証券コード 7731
2021年6月8日

株主各位

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 **ニコン**

代表取締役 兼 社長執行役員 馬立 稔和

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

郵送又はインターネットによる議決権のご行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日	時	2021年6月29日（火曜日） 午前10時
2. 場	所	東京都港区港南一丁目9番36号 東京コンファレンスセンター品川5階 大ホール (本年より開催場所を変更いたしますのでご留意ください。)
3. 目的事項	報告事項	1. 第157期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第157期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び内容決定の件

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。
- ソーシャルディスタンス確保のため、座席数は例年より大幅に削減しますので、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- ご入場に際し、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ご入場に際し、検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきたくお願い申し上げます。

- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - 本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して株主の皆様提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査等委員会及び会計監査人は、当社ウェブサイトに掲載した上記書類を含めた監査対象書類を監査しております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、極力事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、事前に議決権をご行使いただく場合も、議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じますので、できるだけ、インターネットにより議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。



株主総会への当日ご出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。なお、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**2021年6月28日（月曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使の場合

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、**2021年6月28日（月曜日）午後5時**までにご行使ください。

- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

機関投資家の
皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権をご行使される場合は、パソコンやスマートフォン等から当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ賛否をご入力ください。
(ただし、午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法

スマートフォン等で議決権行使書に記載したQRコードを読み取る方法による議決権行使は、最初の1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

1 QRコードを読み取る

議決権行使書副票（右側）



「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって
「行使完了」です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト「<https://evote.tr.mufig.jp/>」を入力いただくか、
右記のQRコードを読み取って議決権行使サイトにアクセスしてください。

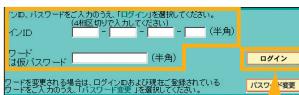


1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書 用紙の副票（右側）に 記載された「ログイン ID」および「仮パスワ ード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」 と「新しいパスワード （確認用）」の両方 に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
「賛否」をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

ヘルプデスク
(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきますようお願い申し上げます。

期末配当に関する事項

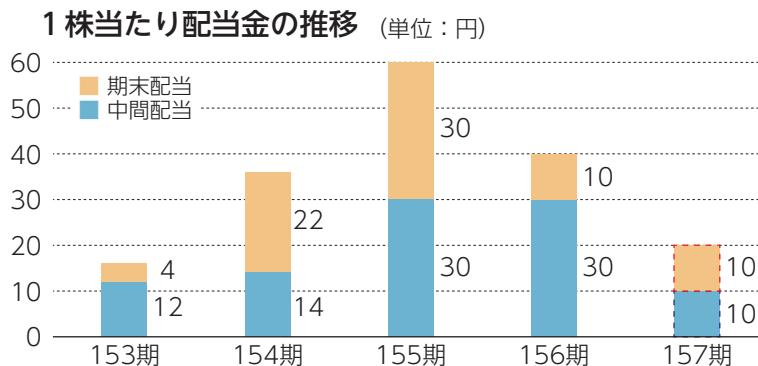
当社の利益配分は、将来の成長に向けた事業・技術開発への投資（設備投資・開発投資）を拡大することで競争力強化に努めるとともに、株主重視の観点から安定的な配当を行うことを基本とし、同時に柔軟な株主還元政策により中長期的な視点に基づく最適な資本配分を実現する方針としております。

この方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
配当総額 3,677,656,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式1株につき金20円となります。

【ご参考】第153期(2017年3月期)以降の各事業年度における1株当たり配当金の推移は、以下のとおりです。



第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願い申し上げます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	委員会担当状況	取締役会出席状況*
1	再任 <small>うしだ かずお</small> 牛田 一雄	指名審議委員会 報酬審議委員会	100% (15回中15回)
2	再任 <small>うまたて としかず</small> 馬立 稔和	指名審議委員会 報酬審議委員会	100% (15回中15回)
3	再任 <small>おだじ またくみ</small> 小田 島匠		100% (15回中15回)
4	再任 <small>とくなり むねあき</small> 徳成 旨亮		100% (12回中12回)
5	再任 <small>ねぎし あきお</small> 根岸 秋男	社外取締役候補者 独立役員候補者 指名審議委員会 報酬審議委員会	100% (15回中15回)
6	再任 <small>むらやま しいげ</small> 村山 滋	社外取締役候補者 独立役員候補者 報酬審議委員会	100% (12回中12回)

※ 徳成旨亮氏及び村山滋氏は、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の開催回数、出席回数及び出席率を記載しております。

候補者番号 1	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
うしだ かずお 牛田 一雄	
生年月日	
1953年1月25日 (68歳)	
所有する当社株式の数	
38,199株	
取締役在任年数	
16年	<p>1975年 4月 当社入社</p> <p>2003年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長</p> <p>2005年 6月 当社常務取締役 兼 上席執行役員 精機カンパニープレジデント</p> <p>2007年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 精機カンパニープレジデント</p> <p>2009年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 知的財産本部担当役員、精機カンパニープレジデント</p> <p>2013年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 知的財産本部担当役員、精機カンパニープレジデント、経営企画本部副担当役員</p> <p>2014年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員 メディカル事業推進本部管掌、新事業開発本部管掌</p> <p>2015年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員 経営戦略本部管掌、メディカル事業推進本部管掌、新事業開発本部管掌</p> <p>2016年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員 新事業開発本部担当</p> <p>2017年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員 新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当</p> <p>2018年 6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当</p> <p>2019年 4月 当社代表取締役会長</p> <p>2020年 4月 当社取締役会長</p> <p>2021年 6月 当社取締役 取締役会議長 (2021年6月就任予定)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>トーヨーカネツ株式会社社外取締役 (監査等委員) (2021年6月就任予定)</p>

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

牛田一雄氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・カンパニープレジデントを歴任しました。最先端の半導体装置市場のグローバルな競争環境において培った事業経営の経験を活かし、社長として構造改革を主導するなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

(注)牛田一雄氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。なお、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号 2

うまたて としかず
馬立 稔和

生年月日

1956年3月1日(65歳)

所有する当社株式の数

25,565株

取締役在任年数

2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
 2005年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長
 2009年 6月 当社執行役員 精機カンパニー副プレジデント 兼 営業本部長
 2012年 6月 当社常務執行役員 精機カンパニー副プレジデント
 兼 半導体露光装置事業部長
 2014年 6月 当社常務執行役員 半導体装置事業部長
 2018年 4月 当社常務執行役員 半導体装置事業部長、技術戦略担当、
 コンポーネント事業推進室担当
 2019年 4月 当社社長執行役員 新事業開発本部担当、研究開発本部担当、
 コンポーネント事業推進室担当
 2019年 6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
 新事業開発本部担当、研究開発本部担当、
 コンポーネント事業推進室担当
 2019年 7月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
 研究開発本部担当、次世代プロジェクト本部担当、
 コンポーネント事業推進室担当
 2019年10月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
 研究開発本部担当、次世代プロジェクト本部担当、
 コンポーネント事業室担当
 2020年 4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
 CEO、研究開発本部担当、デザインセンター担当、
 デジタルソリューションズ事業部担当
 2021年 4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
 CEO、CTO、デザインセンター担当、研究開発本部担当(現在
 に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

馬立稔和氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・半導体装置事業部長等を歴任しました。現在の技術ポートフォリオを俯瞰的に把握しており、技術戦略委員会委員長として全社的な成長戦略の策定に携わるなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

(注)馬立稔和氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。なお、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号 3

おだじま たくみ
小田島 匠

生年月日

1958年12月5日 (62歳)

所有する当社株式の数

12,200株

取締役在任年数

4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2012年 6月 当社執行役員 精機カンパニー企画本部長
2014年 6月 当社執行役員 経営戦略本部
2016年12月 当社執行役員 経営戦略本部 兼 人事・総務本部副本部長
2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長
2018年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、
リスク管理担当
2020年 4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 人事・総務本部長、
リスク管理担当、経営監査部担当、
情報セキュリティ推進部担当、知的財産本部担当
2021年 4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 CAO、CRO、
経営管理本部長、情報セキュリティ推進部担当、
法務・知的財産本部担当 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

小田島匠氏は、インストルメンツ事業の営業部門・事業企画部門に携わった後、経営企画部ゼネラルマネジャー、精機カンパニー企画本部長、人事・総務本部長などを歴任しました。重要施策推進の責任者としての豊富な経験を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

(注)小田島匠氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。なお、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号 4	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
とくなり むねあき 徳成 旨亮	
生年月日	1982年 4月 三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
1960年3月6日（61歳）	2005年10月 同行フロンティア戦略企画部長
所有する当社株式の数	2007年 4月 同行役員付部長 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 財務企画部長
3,600株	2009年 6月 同行執行役員 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 財務企画部長
取締役在任年数	2010年 6月 同行執行役員 経営企画部長
1年	2011年 6月 同行常務執行役員 経営企画部長
	2012年 6月 同行常務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部・人事部・社員相談室担当
	2013年 6月 同行専務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部・人事部・社員相談室担当
	2014年 6月 同行専務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部担当
	2015年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役常務グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務取締役CFO
	2016年 5月 同社取締役執行役専務グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役CFO
	2018年 6月 同社執行役専務グループCFO 兼 株式会社三菱UFJ銀行専務取締役CFO
	2020年 4月 当社専務執行役員 CFO、財務・経理本部担当
	2020年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 CFO、財務・経理本部担当
	2021年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員 CFO、経営監査部担当、サステナビリティ戦略部担当、財務・経理本部担当、ITソリューション本部担当（現在に至る）

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

徳成旨亮氏は、1982年に三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）に入社し、同行や株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおける企画部門の責任者やCFO、株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）のCFOを歴任しました。信託銀行及び商業銀行での豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を取締役候補者としております。

(注)徳成旨亮氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。なお、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号 5

ねぎし あきお

根岸 秋男

社外取締役候補者
独立役員候補者

生年月日

1958年10月31日 (62歳)

所有する当社株式の数

0株

社外取締役在任年数

5年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 明治生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社
2009年 7月 同社執行役
2012年 4月 同社常務執行役
2013年 7月 同社取締役代表執行役社長 (2021年7月退任予定)
2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
2021年 7月 明治安田生命保険相互会社取締役会長
(2021年7月就任予定)

[重要な兼職の状況]

明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役社長 (2021年7月に退任のうえ、
同社取締役会長に就任予定)
株式会社三菱UFJ銀行社外取締役 (監査等委員) (2021年6月就任予定)

当社との特別な利害関係

当社は、根岸秋男氏が代表執行役社長である明治安田生命保険相互会社との間では主に資金の借りに関する取引があります。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準 (16頁ご参照) を満たしております。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

根岸秋男氏は、明治安田生命保険相互会社の代表執行役社長を務めており、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただけると考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくことも期待しております。

- (注) 1. 根岸秋男氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
2. 当社と根岸秋男氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 根岸秋男氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。なお、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号 6

むらやま しげる
村山 滋
 社外取締役候補者
 独立役員候補者

生年月日

1950年2月27日 (71歳)

所有する当社株式の数

500株

社外取締役在任年数

1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 川崎重工業株式会社入社
 2005年 4月 同社執行役員
 2008年 4月 同社常務執行役員
 2010年 6月 同社代表取締役常務
 2013年 6月 同社代表取締役社長
 2016年 6月 同社代表取締役会長
 2017年 6月 同社取締役会長
 2020年 6月 同社特別顧問 (現在に至る)
 2020年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

[重要な兼職の状況]

川崎重工業株式会社特別顧問

当社との特別な利害関係

当社は、過去3年間において、村山滋氏が特別顧問である川崎重工業株式会社との間で外注取引関係がありました。なお、過去3年間における当社との取引額は、当社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準(16頁ご参照)を満たしております。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村山滋氏は、川崎重工業株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくことも期待しております。

- (注) 1. 村山滋氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
2. 当社と村山滋氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 村山滋氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。なお、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役本田隆晴氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願い申し上げます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
はぎわら 萩原	1985年 4月 当社入社
ざとし 哲	2015年 6月 当社執行役員 財務・経理本部長
	2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 財務・経理本部長 兼 経営戦略本部副本部長
生年月日	2019年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長、 ガラス事業室担当
1961年7月18日 (59歳)	2020年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長
所有する当社株式の数	2020年 6月 当社常務執行役員 経営戦略本部長
11,200株	2021年 4月 当社常務執行役員 (現在に至る)
取締役在任年数	
0年	

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

萩原哲氏は、入社以来、財務・経理部門に従事し、財務・経理本部長、経営戦略本部長を歴任しました。財務・経理に関する高い専門性と卓越した見識を有しており、監査等委員としての責務を果たすための資質を有していることから、同氏を監査等委員である取締役候補者としております。

(注) 1. 当社と萩原哲氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

2. 萩原哲氏は、現在、当社の執行役員であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

社外取締役の独立性の判断基準

当社は、会社法上の社外取締役の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- a) 候補者が、当社グループの在籍者または出身者である場合
- b) 候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
- c) 候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
- d) 候補者が、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者である場合
- e) 候補者が、当社が寄付を行っている先またはその出身者である場合
- f) 候補者の二親等以内の者が、当社グループまたは当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合

※「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。

- (1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引がある取引先
 - ・当社からの支払いが取引先連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
 - ・当社への支払いが当社連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
- (2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び内容決定の件

本議案は、監査等委員以外の取締役の報酬の額及び内容について、改めてご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第152期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを含む監査等委員以外の取締役の報酬の限度額を年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とし、その個別の金額、支給時期、方法等は取締役会にご一任いただくことにつきまして、ご承認をいただいております。

この度、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年法務省令第52号）の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションに関する事項について、改めて株主総会のご承認をいただく必要が生じました。そこで、当該事項を含む監査等委員以外の取締役の報酬の額及び内容について、改めてご承認をお願いするものであります。

監査等委員以外の取締役の報酬額につきましては、従前の取締役に対する報酬の支給実績、監査等委員以外の取締役の員数枠（15名以内）等諸般の事情を勘案のうえ、月額報酬その他の金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションを対象とするものとして、従前と同額の年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とさせていただきたいと存じます。このうち株式報酬型ストックオプションは、当社の監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、上記監査等委員以外の取締役の報酬額の枠内で、毎年度に、当社の監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に対して、取締役会の決議により新株予約権（以下「本新株予約権」という）を割り当てるものです。株式報酬型ストックオプションに関する事項は、下記2. のとおりです。

現在の監査等委員以外の取締役は6名（うち社外取締役2名を含めた非業務執行取締役は3名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き監査等委員以外の取締役は6名（うち社外取締役2名を含めた非業務執行取締役は3名）となります。

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その概要は事業報告31頁から32頁に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決された場合でも、その内容について当該承認可決に伴う変更はありません。本議案は当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な

内容となっていること、本新株予約権の行使に際しての払込金額を本新株予約権の公正価値としていること、本議案においてご承認をお願いする報酬の内容は、第152期定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であることから、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

2. 株式報酬型ストックオプションに関する事項

- (1) 本新株予約権を割り当てることに伴う報酬の上限額は、監査等委員以外の取締役の報酬額6億5,000万円の枠内で年額1億7,000万円（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とします。本新株予約権は、割当を受けた取締役に対し、払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行することといたします。
- (2) 本新株予約権の内容は以下のとおりとします。

① 本新株予約権の総数

(1) に定める年額の範囲内で、取締役会の決議により、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の株価、一定の基準により算出される株価変動率及び本新株予約権の行使可能期間等の諸条件によるブラック・ショールズ公式に基づき算出される本新株予約権1個当たりの公正価値をもって除した数（整数未満の端数は切捨）を上限とし、かつ3,200個を超えないものとする。

② 本新株予約権の払込価額

本新株予約権1個当たりの払込価額は上記公正価値とする。

③ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「割当株式数」という）

普通株式とし、各本新株予約権1個当たり100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

④ 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。

⑤ 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年以内で、取締役会が別途定める。

⑥ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 本新株予約権の取得事由等の概要

以下のイ.、ロ. 又はハ. の議案につき当社株主総会で承認された場合等は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑨ 本新株予約権の行使の条件の概要

本新株予約権を保有する者は、原則として、上記⑤の期間内において、当社の取締役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した日から1年を経過した日（以下「権利行使開始日」という）以降、10年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使できる。ただし、割当日より29年を経過する日まで権利行使開始日を迎えなかった場合、上記⑧イ. 及びハ. の議案につき当社株主総会で承認された場合等については、取締役会が別途定める期間内に限り、本新株予約権を行使できる。

⑩ 本新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件及び本新株予約権を割り当てる条件の概要

本新株予約権の割当てにあたっては、大要、次の事項を含む割当契約を締結するものとする。割当契約の内容は取締役会の決議により定める。

イ. 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という）は、割当契約の規定に違反した場合、当社の取締役を解任された場合、取締役の職務に関連して犯罪行為を行った場合等においては、本新株予約権を行使することができず、その他当社の指示する措置を行うものとする。

ロ. 割当日の属する事業年度末日までに役員等退任日（本新株予約権者が当社の執行役員を退任した日とし、以下「役員等退任日」という。）が到来した場合等には、一定の場合を除き、その一部のみを継続保有するものとし、残りの本新株予約権を役員等退任日に放棄したものとみなす。

八、本新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の世界経済は、前事業年度より続く新型コロナウイルス感染症が拡大する中、各国の政策対応や、ワクチン接種などにより一部には回復の兆しも見られましたが、第二波、第三波や変異ウイルスの出現等の影響もあり、厳しい状況が続きました。

事業別では、映像事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりデジタルカメラ市場は一時的に大幅な需要減少が見られましたが、下半期以降に急速な回復が見られました。精機事業においては、FPD関連分野は中小型パネル用、大型パネル用、いずれも設備投資は堅調に推移しました。半導体関連分野の設備投資は回復基調となりました。ヘルスケア事業においては、バイオサイエンス分野及び眼科診断分野ともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市況は総じて低調に推移しましたが、第3四半期以降は持ち直しの動きが見られました。

当社グループでは、2019年5月に発表した中期経営計画のもと、持続的・中長期的な企業価値向上を実現すべく、各種施策にまい進しました。

まず、映像事業の構造改革に取り組むとともに、生産・販売体制再編、要員の最適化と成長領域へのリソースシフトによる既存事業の収益力強化及びコスト改革に努めました。また、新たな収益の柱の創出に向け、材料加工事業を拡大すべく、光を使った独自性の高い製品の開発・販売に努める一方、アライアンス、M&Aの可能性を探索しました。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、事業の現地化や業務のデジタル化に取り組みました。さらに、ガバナンス体制の強化のため、取締役会の多様性拡大、実効性強化にも努めました。

このような状況の下、当社グループの連結業績は、売上収益は4,512億23百万円、前期比1,397億88百万円(23.7%)の減収、営業損失は562億41百万円(前期は67億51百万円の営業利益)、親会社の所有者に帰属する当期損失は344億97百万円(前期は76億93百万円の親会社の所有者に帰属する当期利益)となりました。

セグメント情報は次のとおりです。

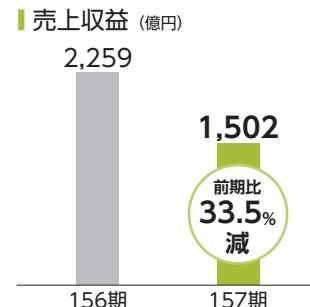
映像事業

主要な事業内容 レンズ交換式デジタルカメラ、コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ

レンズ交換式デジタルカメラは、フルサイズミラーレスカメラ「Z 7 II」「Z 6 II」の販売が好調に推移しました。また、ミラーレスカメラ用交換レンズのラインナップを拡充させ、プロ・趣味層向け中高級機の拡販に努めました。

しかしながら、市場の縮小傾向に加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要低迷もあり、販売台数は減少しました。

これらの結果、当事業の売上収益は1,502億18百万円、前期比33.5%減、固定資産の減損損失や構造改革関連費用を計上したこともあり、営業損失は357億79百万円（前期は171億53百万円の営業損失）となりました。



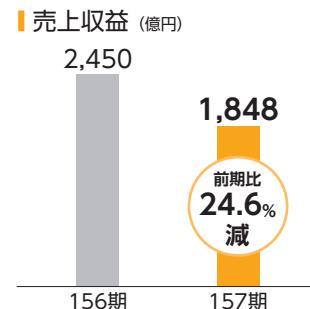
精機事業

主要な事業内容 FPD露光装置、半導体露光装置

FPD露光装置分野は、7月から据付作業を再開し、全体としては販売台数が増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う渡航制限等の影響により、第10.5世代プレートサイズ対応装置の販売台数が減少し、減収減益となりました。

半導体露光装置分野では、主要顧客の投資一巡等の影響もあり、販売台数が減少し、減収となりました。また一部装置等の棚卸資産廃棄・評価損及び固定資産の減損損失を計上したこともあり、減益となりました。

これらの結果、当事業の売上収益は1,847億77百万円、前期比24.6%減、営業利益は14億円、前期比97.1%減となりました。

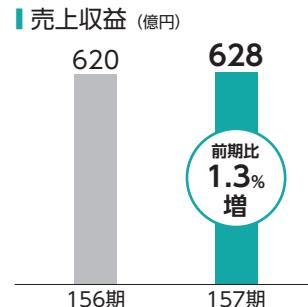


ヘルスケア事業

主要な事業内容 生物顕微鏡、細胞培養観察装置、
超広角走査型レーザー検眼鏡

バイオサイエンス分野、眼科診断分野ともに新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、上半期は事業全体として減収となりましたが、眼科診断分野が好調で過去最高の売上を計上したことにより、通期では増収となりました。

これらの結果、当事業の売上収益は628億48百万円、前期比1.3%増となり、いずれの分野でも収益性改善が進みましたが、固定資産の減損を計上したことにより、営業損失は30億91百万円（前期は24億55百万円の営業損失）となりました。



産業機器・その他

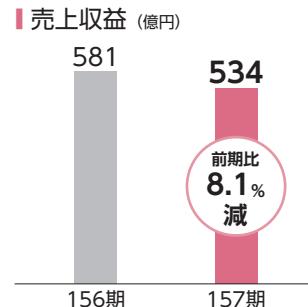
主要な事業内容 工業用顕微鏡、測定機、
光加工機、光学コンポーネント

産業機器事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う顧客の投資抑制や販売活動の制約により減収となりましたが、経費の抑制に努めたほか、前期にはのれんの減損を計上したこともあり、増益となりました。

デジタルソリューションズ事業では、光学部品・光学コンポーネントやエンコーダの販売が好調に推移し、増収となりました。

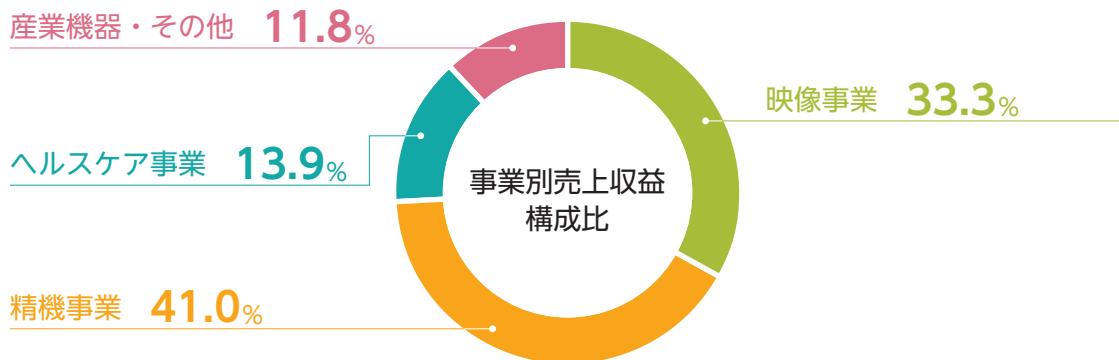
カスタムプロダクツ事業では、宇宙関連が増収となりましたが、固体レーザーは減収となりました。

この結果、これらの事業等を含む売上収益は533億81百万円、前期比8.1%減、また、国内生産拠点の映像事業に関連する固定資産の減損損失や子会社の土壌改良費用を計上したことにより、営業損失は26億26百万円、（前期は18億95百万円の営業利益）となりました。



(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでおります。

また、当事業年度より「産業機器・その他」に属する半導体関連製品事業を「精機事業」に移管しています。これに伴い、「精機事業」及び「産業機器・その他」の前期比については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しています。



② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は305億31百万円であり、事業別の投資額は、映像事業67億13百万円、精機事業77億10百万円、ヘルスケア事業25億87百万円、産業機器・その他64億38百万円であります。また、主な設備投資の内容は、映像事業におけるミラーレスカメラ関連の生産設備、及び、精機事業における諸設備の維持・更新であります。

③ 資金調達の状況

社債償還資金等に充当するため、2020年12月2日、第22回及び第23回無担保社債各100億円を国内において公募により発行し、計200億円を調達いたしました。なお、当事業年度末現在の有利子負債残高は1,476億28百万円であり、前期末と比べ84億92百万円増加しております。

(2) 対処すべき課題

2022年3月期は、引き続き「既存事業の収益力強化」と「新たな収益の柱の創出」に取り組めます。

映像事業では構造改革により収益力強化を図り、精機事業ではビジネスの裾野を広げることにより、収益源の多様化を進め、収益構造の強靱化を図ります。また、新たな収益の柱の創出のため、材料加工事業、光学・EUV関連コンポーネント事業等の成長領域に対し、戦略投資の資本配分を優先的に行うとともに、引き続きアライアンス、M&Aの可能性を探索していきます。

さらに、ガバナンス体制を強化すべく、引き続き取締役会の実効性強化に向けて各種施策に取り組めます。

これらを通じて、持続的・中長期的な企業価値向上を実現する「精密・光学のリーディングカンパニー」を目指してまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

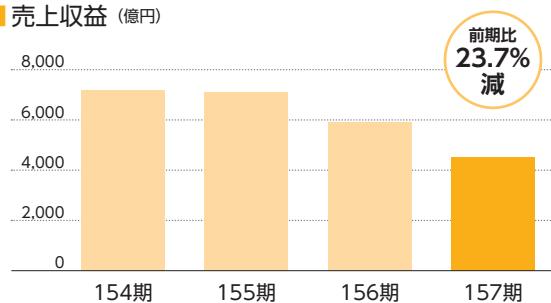
当社グループに関するものは以下のとおりです。

区 分	第154期 (2017年度)	第155期 (2018年度)	第156期 (2019年度)	第157期 (2020年度)
売上収益(百万円)	717,078	708,660	591,012	451,223
営業利益(百万円)	56,236	82,653	6,751	△56,241
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	34,772	66,513	7,693	△34,497
基本的1株当たり 当期利益	87円76銭	167円86銭	19円93銭	△93円96銭
資産合計(百万円)	1,098,343	1,134,985	1,005,881	989,737
資本合計(百万円)	573,541	616,726	541,760	538,726

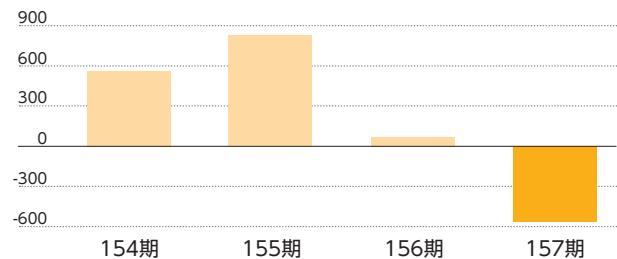
(注) 1. 上表には国際会計基準 (IFRS) に準拠した数値を記載しております。

2. 第155期よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用し、従来販売管理費として計上していた販売促進費等の一部を売上収益から控除しております。
3. 第156期よりIFRS第16号「リース」を適用し、リースと識別された契約につき、使用权資産及びリース負債を認識しております。

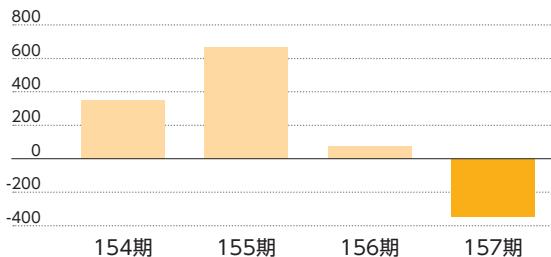
■売上収益 (億円)



■営業利益 (億円)



■親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)



(4) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

当社に関するものは、以下のとおりです。

また、当社子会社に関するものは、次の「(5) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

事業所名	所在地
本社	東京都
大井製作所	東京都
横浜製作所	神奈川県
相模原製作所	神奈川県

事業所名	所在地
熊谷製作所	埼玉県
水戸製作所	茨城県
横須賀製作所	神奈川県

(5) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社栃木ニコン	栃木県	363百万円	100.0%	交換レンズ、各種光学レンズ等の製造
株式会社仙台ニコン	宮城県	480百万円	100.0%	映像事業製品の製造
株式会社ニコンイメージングジャパン	東京都	400百万円	100.0%	映像事業製品の国内における販売
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	タイ	1,260百万バーツ	100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	映像事業製品の米州における販売
Nikon Europe B.V.	オランダ	1,000千ユーロ	* 100.0%	映像事業製品の欧州における販売
Nikon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	32百万シンガポールドル	* 100.0%	映像事業製品のアジア・オセアニアにおける販売
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	中国	10百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の中国における販売
株式会社栃木ニコンプレシジョン	栃木県	204百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
Nikon Precision Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	精機事業製品の米国及び欧州における販売
Optos Plc	英国	1,524千英ポンド	100.0%	ヘルスケア事業製品の製造及び販売
Nikon Metrology NV	ベルギー	97百万ユーロ	* 100.0%	産業機器事業製品の製造及び欧州・米国での販売

(注) *は間接所有を含めた出資比率であることを表しております。

(6) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
19,448名	742名減

(注) 従業員数には、パート、契約社員などは含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,183名	259名減	43.4歳	16.5年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者、パート、契約社員などは含めておりません。

(7) 当社の主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	17,253
明治安田生命保険相互会社	13,000

(8) 主要な組織再編行為等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

② 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

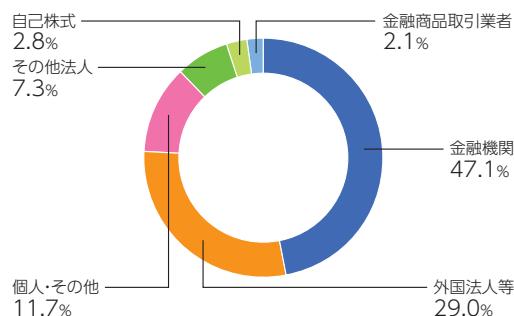
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 378,336,521株
- ③ 株主数 49,412名
- ④ 大株主

所有者別株式数分布状況



株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	46,821	12.7
明治安田生命保険相互会社	19,537	5.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	19,474	5.3
株式会社三菱UFJ銀行	7,009	1.9
株式会社常陽銀行	6,801	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	6,437	1.8
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,013	1.6
株式会社静岡銀行	4,996	1.4
三菱重工業株式会社	4,828	1.3
日本生命保険相互会社	4,697	1.3

(注) 自己株式 (10,570,873株) は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	牛 田 一 雄	—
※ 取締役 (社長執行役員)	馬 立 稔 和	CEO、研究開発本部担当、デザインセンター担当、デジタルソリューションズ事業部担当
※ 取締役 (専務執行役員)	小 田 島 匠	人事・総務本部長、リスク管理担当、経営監査部担当、情報セキュリティ推進部担当、法務・知的財産本部担当
取締役 (専務執行役員)	徳 成 旨 亮	CFO、財務・経理本部担当
取締役	根 岸 秋 男	明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役社長
取締役	村 山 滋	川崎重工業株式会社特別顧問
取締役 (常勤監査等委員)	本 田 隆 晴	—
取締役 (常勤監査等委員)	鶴 見 淳	—
取締役 (監査等委員)	石 原 邦 夫	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東急株式会社社外監査役 日本郵政株式会社社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役
取締役 (監査等委員)	蛭 田 史 郎	—
取締役 (監査等委員)	山 神 麻 子	カゴメ株式会社社外取締役監査等委員

(注) 1. ※印は代表取締役を表します。

2. *印は2020年6月26日開催の第156期定時株主総会において新たに選任された取締役を表します。
3. 取締役のうち、根岸秋男、村山滋、石原邦夫、蛭田史郎及び山神麻子の各氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 常勤の監査等委員である取締役として、本田隆晴氏及び鶴見淳氏を選定しています。両氏は、監査等委員会の活動の実効性確保のため、経営委員会、各種委員会等の重要会議に出席し、経営執行状況の的確な把握と監査に努め、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかの監査・監督に努める職務を担っております。
5. 監査等委員である取締役鶴見淳氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役が兼任する各社との間で主に以下の取引関係があります。なお、各社への支払金額は、各社の連結売上高の2%未満であります。
 - ・明治安田生命保険相互会社からの資金の借り入れ
 - ・東京海上日動火災保険株式会社に対し、保険取引
7. 萩原哲氏は、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査等委員以外の取締役を退任しました。
8. 上原治也及び畑口紘の両氏は、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任しました。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりであります。2021年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	浜田 智秀	BtoB事業（FPD装置事業、半導体装置事業、産業機器事業）統括、FPD装置事業部長、カスタムプロダクツ事業部担当、ガラス事業室担当
常務執行役員	萩原 哲	経営戦略本部長
常務執行役員	濱谷 正人	半導体装置事業部長、ヘルスケア事業部担当
常務執行役員	池上 博敬	映像事業部長
執行役員	長塚 淳	生産本部副本部長
執行役員	中山 正	産業機器事業部長
執行役員	鈴木 博之	ITソリューション本部長
執行役員	金原 寿郎	FPD装置事業部副事業部長
執行役員	石塚 伸之	生産本部長 兼 半導体装置事業部副事業部長
執行役員	山口 達也	ヘルスケア事業部長
執行役員	村上 直之	映像事業部開発統括部長
執行役員	大村 泰弘	光学本部長
執行役員	Hamid Zarringhalam	Nikon Precision Inc. Director & Executive Vice President 兼 デジタルソリューションズ事業部副事業部長 兼 Nikon Ventures Corporation CEO
執行役員	戸口 学	FPD装置事業部開発統括部長
執行役員	柴崎 祐一	次世代プロジェクト本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社執行役員であり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。なお、当該役員等賠償責任保険契約においては、当社取締役及び当社執行役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、一定の免責額の定めを設け、当該金額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び執行役員の個人別報酬等の決定方針

イ. 報酬の基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

ロ. 報酬体系及び業績連動の仕組み

- a) 業務執行取締役及び執行役員（執行役員には執行役員相当の者を含む。以下同じ。）の報酬体系は、原則として以下のもので構成され、業績連動報酬及び株式報酬のそれぞれの標準支給額は、各人の固定報酬額に、役位・職責に応じて所定の割合を乗じた金額とし、上位の役位・職責ほど当該割合が高まる設計とする。

<固定報酬>

- ・月例定額報酬

業績に連動しない金銭報酬とし、毎月支給する。

<業績連動報酬>

- ・賞与

単年度における全社のROE及び営業利益、各担当部門の資本効率、収益性等の目標達成度及び定性評価並びに役員ごとに設定した課題の定性評価に基づき、役位等に応じて算出される標準支給額に対して0～200%の範囲で決定される金銭報酬とし、原則として毎年6月に支給する。

- ・業績連動型株式報酬

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、3年毎に設定する中期経営計画で提示する最終事業年度の当社全体のROEに加え中期経営計画期間中の累積営業利益の目標達成度に基づき、役位等に応じて算出される基準の0～150%の範囲で決定される信託を用いた株式報酬とし、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度毎に、原則として中期経営計画期間終了後最初に到来する6月に支給する。

<株式報酬>

- ・株式報酬型ストックオプション

株主との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円を行使価額とし、原則として当社の取締役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した日から1年を経過した日以降に行使することができる新株予約権

を、原則として毎年4月に付与する。付与する新株予約権の数は、取締役会の決議により役位等に応じて算出される一定額を、新株予約権1個当たりの公正価額（新株予約権を割り当てる日の株価、一定の基準により算出される株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を踏まえてブラック・ショールズ公式に基づき算出する。）をもって除した数を原則とし、株式の希薄化率が5%を超えない範囲内で実施するものとする。

b) 非業務執行取締役の報酬体系は、固定報酬（月例定額報酬）のみとし、毎月支給する。

ハ. 報酬審議委員会による報酬額・算定方法の審議を踏まえた決定

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬審議委員会が役員報酬の方針の策定、関連諸制度の審議・提言等を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮する。

監査等委員以外の取締役及び執行役員の個人別の報酬については、報酬審議委員会において審議を行い、その審議結果に従って、取締役会（固定報酬及び賞与については、取締役会から委任を受けた社長執行役員）が決定する。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

なお、報酬審議委員会は、適切な監督を実施するという観点から、取締役及び社外有識者で構成し、委員の過半数を社外取締役及び社外有識者とするとともに、委員長も社外取締役とする。

二. 返還請求

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員に、職務の重大な違反もしくは社内規程の重大な違反があることが判明した場合、または、当社に許可なく同業他社等に就職等（当該同業他社等の取締役及び執行役員に就任すること及び当該同業他社等の従業員として就職すること等）をしていることが判明した場合には、当社は、当該取締役又は執行役員に対して交付、付与及び給付した新株予約権、業績連動型株式報酬に係る権利、当社株式及び金銭の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

⑤ 取締役の報酬等の額

区 分			監査等委員 以外の取締役 (うち社外取締役)	監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	合計
固定報酬	月例定額報酬	支給人数	9名 (3名)	7名 (5名)	16名 (8名)
		支給額	265百万円 (30百万円)	104百万円 (45百万円)	369百万円 (75百万円)
業績連動 報酬	賞与	支給人数	1名 (—)	—	1名 (—)
		支給額	100万円 (—)	—	100万円 (—)
	業績連動型 株式報酬	支給人数	1名 (—)	—	1名 (—)
		支給額	100万円 (—)	—	100万円 (—)
株式報酬	株式報酬型 ストックオプション	支給人数	4名 (—)	—	4名 (—)
		支給額	60百万円 (—)	—	60百万円 (—)
合計		支給人数	9名 (3名)	7名 (5名)	16名 (8名)
		支給額	324百万円 (30百万円)	104百万円 (45百万円)	429百万円 (75百万円)

- (注) 1. 上記のうち、固定報酬/月例定額報酬、株式報酬/株式報酬型ストックオプション及び合計に係る支給人数・支給額には、2020年5月31日に辞任により退任した監査等委員以外の取締役1名(うち、社外取締役0名)、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員以外の取締役2名(うち、社外取締役1名)、監査等委員である取締役2名(うち、社外取締役2名)及び当該取締役に係る支給額を含んでおります。
2. 2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において承認された業績連動型株式報酬制度に基づく当事業年度の引当金につきましては、直近の業績状況を勘案し再算定した結果、総額として、繰入計上額はなく、前事業年度までに計上した引当金から20百万円を戻し入れております。
3. 上記の株式報酬型ストックオプションの支給額は、監査等委員以外の取締役(非業務執行取締役を除く)に付与した新株予約権に関する報酬等の額の当事業年度の費用計上額であります。
4. 当事業年度の業績及び当社が置かれている状況に鑑み、経営責任等を明確化するため、当事業年度に係る賞与は不支給としております。
5. 監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。
6. 上記のうち、監査等委員以外の取締役の個人別の固定報酬については、取締役会から委任を受けた社長執行役員馬立稔和氏が報酬審議委員会の審議結果に従って決定しております。委任をした理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ、各人の固定報酬を決定するには、同氏が適していると判断したためです。

⑥ 取締役の報酬に関する基本方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬審議委員会にて検討の上取締役会に答申し、2021年2月4日開催の当社取締役会において審議・検討の上決定しております。

⑦ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、監査等委員以外の取締役報酬について、報酬審議委員会で個人別の報酬と基本方針との整合性について検討を行い、基本方針に沿う旨を取締役に答申しており、取締役会においても基本方針に沿うものであると判断しております。

⑧ 業績連動報酬等に関する事項

賞与の額の算定に際しては、連結ROE・連結営業利益の評価のほか、担当部門の業績や役員ごとに設定した課題の評価を行っており、また、業績連動型株式報酬の額の算定に際しては、連結ROE・連結営業利益による評価を行っております。これらの指標のうち、連結ROEは資本の効率性を測るため、また、連結営業利益は収益力を測るために用いております。

なお、2020年3月期から2022年3月期までを対象期間とする業績連動型株式報酬は、役位等に応じて毎年付与する基準ポイントの累積値に対し、以下に示す業績連動係数を乗じて算出する株式交付ポイントに基づき、1ポイント1株として決定します。

評価指標	ウェイト	基準値	業績連動幅	業績別の適用係数
2022年3月期の連結ROE	50%	8.0%	0%～150%	以下の範囲で変動します。 上 限 (12.0%) : 係数150% 基準値 (8.0%) : 係数100% 下 限 (6.0%) : 係数50% ※業績が6.0%未満の場合は係数が0%、 業績が12.0%以上の場合は係数が150%となります。
2020年3月期～2022年3月期の連結営業利益の合計額	50%	2,000億円	0%～150%	以下の範囲で変動します。 上 限 (2,400億円) : 係数150% 基準値 (2,000億円) : 係数100% 下 限 (1,800億円) : 係数50% ※業績が1,800億円未満の場合は係数が0%、 業績が2,400億円以上の場合は係数が150%となります。

⑨ 当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

・賞与に係る指標の目標及び実績

当事業年度に係る取締役の報酬として、賞与は支給いたしません。

・業績連動型株式報酬に係る指標の目標及び実績

評価指標	目標値	実績値（ご参考）		
		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
2022年3月期の連結ROE（%）	8.0	1.3	△6.4	—
2020年3月期～2022年3月期の連結営業利益の合計額（億円）	2,000	67	△562	—

※ 本報酬制度は、2020年3月期から2022年3月期までの業績に連動しており、実績は2022年3月期まで確定いたしません。参考として2020年3月期及び2021年3月期の数値を記載しております。

⑩ 非業績連動報酬等の内容

当社は、非業績連動報酬等として株式報酬型ストックオプションを支給しております。その内容は以下に記載のとおりです。

決議年月日	2020年4月2日
付与対象者の区分及び人数(名)(付与時)	当社取締役3、当社執行役員14
新株予約権の数(個)	4,738 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 473,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1
新株予約権の行使期間	2020年4月18日～2050年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 375 資本組入額 188
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
新株予約権の取得条項に関する事項	当社が消滅会社となる合併等の際に、当社は無償で取得することができる。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
返還請求	法令等に違反する場合であって権利行使により当社の株式を取得している場合等には、当社の指示に従い、無償で返還する措置等を講じる。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した場合、当社が消滅会社となる合併等をする場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。なお、かかる地位を喪失した場合における権利行使は、当該喪失をした日から1年を経過した日を開始日として、当該開始日から10年を経過する日までの間行使することができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

3. 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

⑪ 役員の報酬等に関する株主総会の決議

イ. 2016年6月29日開催の第152期定時株主総会において、以下の内容が承認されています。

a) 監査等委員以外の取締役の報酬額

- ・年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とし、当該年額報酬枠内で、毎年度に当社の監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関し、払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件に、年額1億7,000万円（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）を上限とする報酬を与える（決議時の員数は、監査等委員以外の取締役は9名（うち社外取締役1名を含めた非業務執行取締役2名））。

- ・新株予約権の内容は以下のとおりとする。

(i) 新株予約権の総数

上記の年額の範囲内で、取締役会の決議により、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の株価、一定の基準により算出される株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件によるブラック・ショールズ公式に基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除した数（整数未満の端数は切捨）を上限とし、かつ3,200個を超えないものとする。

(ii) 新株予約権の払込価額

新株予約権1個当たりの払込価額は上記公正価額とする。

(iii) 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「割当株式数」という）

普通株式とし、各新株予約権1個当たり100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(iv) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年以内で、取締役会において定める。

(vi) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(vii) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(v)の期間において、原則として、当社の取締役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した日から1年を経過した日以降に新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

b) 監査等委員である取締役の報酬額を年額1億5,000万円以内とする（決議時の員数は5名）。

□. 2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において、以下の内容が承認されています。

- ・監査等委員以外の取締役及び執行役員への中期業績に連動した業績連動型株式報酬制度として、連続する3事業年度を報酬等の対象期間として設定する信託に対して合計12億円を上限とする信託金を拠出し、取締役（監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、本制度の対象者となる取締役と合わせて「取締役等」という。）に対し交付等を行う当社株式数は3事業年度を対象とし合計73万株を上限とする（決議時の対象となる取締役は5名、執行役員は13名）。
- ・本制度は、取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）が交付及び給付（以下「交付等」という）される業績連動型株式報酬制度である。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く） ・当社の執行役員（国内非居住者を除く）
②本制度の対象となる当社株式等の数・取得方法等	
当社が拠出する金員の上限	・3事業年度を対象として、合計12億円
当社株式の取得方法	・本信託による当社株式の取得は、株式市場から取得する方法により行うため、希薄化は生じません
取締役等に交付等される当社株式等の数の上限	・3事業年度を対象として合計73万株
③業績達成条件の内容	・中期経営計画に掲げる最終事業年度の連結ROEの目標値、及び、3事業年度の連結営業利益の合計額の目標値を基準値として、それらの達成度に応じ、0%～150%の範囲で変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・対象期間（3事業年度）終了後

⑫ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

〔①取締役の状況〕(29頁)に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会	監査等委員会
根岸 秋男	取締役	15回中15回出席	—
村山 滋	取締役	12回中12回出席	—
石原 邦夫	取締役 (監査等委員)	15回中14回出席	10回中9回出席
蛭田 史郎	取締役 (監査等委員)	15回中15回出席	7回中7回出席
山神 麻子	取締役 (監査等委員)	12回中12回出席	7回中7回出席

- ・村山滋及び山神麻子の両氏は、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の開催回数及び出席回数を記載しております。
- ・蛭田史郎氏は、2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において監査等委員以外の取締役に選任された後、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会において監査等委員である取締役に選任されたため、監査等委員会につきましては、監査等委員である取締役就任後の開催回数及び出席回数を記載しております。

- ・根岸秋男氏は、当社の経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に関し、他社での長年の経営経験の見地から、取締役会の審議・報告内容につき積極的に発言しております。加えて、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員として当事業年度開催の委員会のすべて（4回）に出席し、また、当社の監査等委員以外の取締役及び執行役員の報酬制度、報酬額の妥当性等について審議する報酬審議委員会の委員（2020年7月以降は委員長）として、当事業年度開催の委員会のすべて（6回）に出席し、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
- ・村山滋氏は、当社の事業戦略等に関し、メーカーでの長年の経営経験の見地から、取締役会の審議・報告内容につき積極的に発言しております。加えて、当社の監査等委員以外の取締役及び執行役員の報酬制度、報酬額の妥当性等について審議する報酬審議委員会の委員として、当社の取締役就任後に開催された委員会のすべて（6回）に出席し、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
- ・石原邦夫氏は、当社の経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に関し、他社での長年の経営経験の見地から、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しております。加えて、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員長として当事業年度開催の委員会のすべて（4回）に出席し、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
- ・蛭田史郎氏は、当社の事業戦略等に関し、メーカーでの長年の経営経験の見地から、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しております。加えて、監査等委員会では委員長を務め、また、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員としても当事業年度開催の委員会のすべて（4回）に出席し、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
- ・山神麻子氏は、弁護士としての知識・経験等を踏まえ、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しており、コンプライアンスに関する点を中心に、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	117
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	166

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期までの会計監査の職務遂行状況及び当該期の報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当会計監査人の報酬は相当であると判断して会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分できないため、上表上段の金額には、これらを合算して記載しております。

4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に係る調査業務を委託し、対価を支払っております。なお、上表下段の金額には当該対価を含んでおります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適格性又は独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、取締役会は監査等委員会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

この事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

以 上

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	351,798	仕入債務及びその他の債務	60,615
売上債権及びその他の債権	72,900	社債及び借入金	29,943
棚卸資産	235,760	未払法人所得税	1,428
その他の金融資産	1,179	前受金	163,110
その他の流動資産	14,215	引当金	5,458
流動資産合計	675,853	その他の金融負債	25,575
非流動資産		その他の流動負債	32,176
有形固定資産	86,210	流動負債合計	318,305
使用権資産	12,233	非流動負債	
のれん及び無形資産	44,056	社債及び借入金	104,131
退職給付に係る資産	5,984	退職給付に係る負債	9,905
持分法で会計処理されている投資	11,099	引当金	5,048
その他の金融資産	91,090	繰延税金負債	3,053
繰延税金資産	62,956	その他の金融負債	8,258
その他の非流動資産	255	その他の非流動負債	2,310
非流動資産合計	313,884	非流動負債合計	132,706
資産合計	989,737	負債合計	451,011
		資本	
		資本金	65,476
		資本剰余金	46,419
		自己株式	△17,529
		その他の資本の構成要素	△14,133
		利益剰余金	457,352
		親会社の所有者に帰属する持分	537,585
		非支配持分	1,141
		資本合計	538,726
		負債及び資本合計	989,737

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	451,223
売上原価	△295,318
売上総利益	155,906
販売費及び一般管理費	△181,339
その他営業収益	3,363
その他営業費用	△34,170
営業損失 (△)	△56,241
金融収益	11,167
金融費用	△2,238
持分法による投資利益	1,969
税引前損失 (△)	△45,342
法人所得税費用	10,832
当期損失 (△)	△34,509
当期損失 (△) の帰属	
親会社の所有者	△34,497
非支配持分	△13
当期損失 (△)	△34,509

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	447,314	流動負債	278,829
現金及び預金	224,458	電子記録債務	6,912
受取手形	2,562	買掛金	39,889
売掛金	35,021	短期借入金	9,950
製品	60,910	1年内返済予定の長期借入金	10,000
半製品	3,592	1年内償還予定の社債	10,000
原材料	34	リース債務	317
仕掛品	85,191	設備関係未払金	4,267
貯蔵品	9,819	未払費用	15,623
関係会社短期貸付金	13,475	未払法人税等	41
未収還付法人税等	1,323	前受金	141,973
未収入金	9,051	預り金	37,209
その他	1,877	製品保証引当金	1,268
貸倒引当金	△1	その他	1,379
固定資産	287,446	固定負債	113,777
有形固定資産	47,805	社債	30,000
建物	17,585	長期借入金	74,335
構築物	711	リース債務	539
機械及び装置	10,286	資産除去債務	2,337
車両運搬具	47	関係会社事業損失引当金	5,983
工具、器具及び備品	4,783	その他	583
土地	9,324	負債合計	392,605
リース資産	594	(純資産の部)	
建設仮勘定	4,476	株主資本	316,525
無形固定資産	4,660	資本金	65,476
ソフトウェア	3,372	資本剰余金	80,712
その他	1,288	資本準備金	80,712
投資その他の資産	234,980	利益剰余金	187,867
投資有価証券	81,584	利益準備金	5,565
関係会社株式	86,360	その他利益剰余金	182,302
出資金	3	研究開発積立金	2,056
関係会社出資金	16,732	買換資産圧縮積立金	6,076
関係会社長期貸付金	5,374	圧縮積立金	3,419
前払年金費用	1,652	別途積立金	111,211
繰延税金資産	44,180	繰越利益剰余金	59,541
その他	3,648	自己株式	△17,529
貸倒引当金	△4,552	評価・換算差額等	23,608
資産合計	734,760	その他有価証券評価差額金	23,867
		繰延ヘッジ損益	△259
		新株予約権	2,021
		純資産合計	342,155
		負債純資産合計	734,760

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		302,057
売上原価		241,678
売上総利益		60,378
販売費及び一般管理費		102,025
営業損失		41,646
営業外収益		
受取利息・配当金	57,533	
その他の営業外収益	3,940	61,472
営業外費用		
支払利息	1,007	
その他の営業外費用	4,347	5,354
経常利益		14,472
特別利益		
固定資産売却益	240	
投資有価証券売却益	28,629	28,869
特別損失		
固定資産売却損	90	
固定資産減損損失	8,820	
投資有価証券売却損	499	
関係会社清算損	2	
構造改革関連費用	687	
関係会社事業損失	1,866	11,964
税引前当期純利益		31,377
法人税、住民税及び事業税	△624	
法人税等調整額	△28,770	△29,394
当期純利益		60,771

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木登樹男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇治川雄士 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木登樹男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇治川雄士 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第157期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の1第3項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会は、グループの内部統制システムが適正に整備、運用されているかに重点を置いた監査活動を展開しました。監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、オンライン会議システムも活用しながら監査計画に基づき選定した子会社の監査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 ニコン 監査等委員会

監査等委員 蛭田 史郎 ⑩

監査等委員 石原 邦夫 ⑩

監査等委員 山神 麻子 ⑩

常勤監査等委員 本田 隆晴 ⑩

常勤監査等委員 鶴見 淳 ⑩

(注) 監査等委員 蛭田史郎、監査等委員 石原邦夫及び監査等委員 山神麻子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

ニコンの最先端技術を結集させたフラッグシップモデル フルサイズミラーレスカメラ「Z 9」を開発



「ニコン Z マウント」を採用した初のフラッグシップモデルとなる、フルサイズミラーレスカメラ「Z 9」を2021年内の発売を目指して開発を進めています。ニコンの最先端技術を「Z 9」に結集させ、静止画・動画ともに過去最高の性能を発揮することを目指しています。新開発のニコンFXフォーマット積層型CMOSセンサーと画像処理エンジンを搭載。また、次世代の映像表現を見据え、8K動画撮影をはじめとした、さまざまなニーズやワークフローに応える多彩な動画機能を備えます。「Z 9」は、道具としての使い心地を極め、これまでの一眼レフカメラ、ミラーレスカメラを超える新しい映像体験を提供します。

※ 画像は、市販する製品の外観とは異なる可能性があります。

ソフトバンクとニコンが培ってきた技術を活用

360度追尾可能な「トラッキング光無線通信技術」で世界初の実証成功



ソフトバンク株式会社とニコンは、AI(人工知能)技術、画像処理技術、精密制御技術を活用することで2台の通信機が双方向で360度追尾可能な「トラッキング光無線通信技術」の合同実証を行い、2020年12月に世界で初めて※成功。光無線通信は電波障害に強く秘匿性が高いという特長がある一方で、光の直進性という性質から動く物同士の通信への適用は難しいとされてきました。今回実証に成功した技術によってその動く物同士の通信が可能となることで、将来的には車車間通信や路車間通信、無人搬送車などの産業用ロボットやドローンとの通信、電波が通らない水中での無線通信といった領域で新たな市場創出が期待されます。

※ 2021年3月18日時点(両社調べ)。2台の光無線通信機が同時にそれぞれ任意の方向へ移動しながら相手を追尾し、通信が途切れないことを確認する実証実験として世界初。

自動車生産工場における検査工程の効率化に貢献 大規模空間非接触測定機「APDIS」シリーズを発売



ロボットアームに装着時のイメージ

「APDIS」シリーズは、自動車のボディーや航空機など、主にサイズが大きい対象物の三次元座標を、非接触で数十マイクロメートルオーダーの精度で取得できる測定機です。非接触式の三次元測定機で高精度測定を行う場合、対象物に反射板を貼付する手法が主に用いられますが、「APDIS」シリーズはニコン独自の光利用技術により、反射板を必要としません。さらに、コンパクトなサイズのため、ロボットアームをはじめさまざまな場所に設置可能で、自動車生産工場では被検物を検査室に持ち込むことなく、生産ラインで高精度な検査を行うことができ、生産性向上に寄与します。

材料加工事業を拡大 米国の宇宙航空機部品受託会社 Morf3D Inc.を子会社化

ニコンは、金属を積層する加工である「アディティブマニュファクチャリング」を行う専門会社、Morf3D Inc.の株式の過半数を取得し、子会社化しました。同社は欧米の主要な宇宙航空機メーカーの多くを顧客とし、宇宙航空機関連の認証を持ちます。その事業基盤を活用し、材料加工事業の拡大を目指します。インターネット接続や地球観測画像の取得・分析の需要等から市場が急拡大している中小型衛星向けに、同社の顧客基盤とニコンの精密加工技術を組み合わせた受託加工ビジネスを展開する計画です。

グループ使用電力を再生可能エネルギー100%へ 国際的なイニシアチブ 「RE100」に加盟

2021年2月、事業活動で使用する電力の100%を再生可能エネルギーで調達することを目標とする、国際イニシアチブ「RE100」に加盟。ニコングループは、2050年度までに、使用する電力の100%を再生可能エネルギーにすることを目指します。環境長期ビジョンの一つとして「脱炭素社会の実現」を掲げるニコングループは、この「RE100」に参画することで、再生可能エネルギーのさらなる活用に取り組み、温室効果ガス削減を加速させるほか、社会における再生可能エネルギーの普及にも寄与していきます。

(注)記載されている会社名及び製品名、サービス名は各社の商標または登録商標です。

■ 株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
単元株式の数	100株

公告の方法

電子公告により行います。
ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行います。
<https://www.nikon.co.jp/ir/bp/index.htm>

株主名簿管理人
特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社
(連絡先) 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
TEL 0120-232-711 (通話料無料)

(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

■ 「年度報告書」に関するお知らせ

定時株主総会終了後にご送付しておりました「年度報告書」につきましては、本年より「定時株主総会招集ご通知」と統合し、その発行を取り止めさせていただきました。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区港南一丁目9番36号
東京コンファレンスセンター品川 5階 大ホール



交通

JR線「品川駅」(港南口 (東口) より) …… 徒歩2分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。